## 〇一関工業高等専門学校「岩手県南技術研究センター」支援規則

(平成12年2月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)が地域連携の一環として公益財団法人岩手県南技術研究センター(以下「県南技研」という。)の行う研究開発及び産学官 交流事業を支援するために必要な事項を定めるものとする。

第2章 支援組織

(委員会)

第2条 前条に規定する支援に関する事項等の審議は、地域共同テクノセンター委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

(研究部門)

- 第3条 県南技研定款第4条第1号及び第2号に基づき、特定のテーマについて本校教員又は本 校教員と企業等技術者が共同で行なう研究(以下「プロジェクト研究」という。)を推進するた め、県南技研の支援組織として次の研究部門を置く。
  - 一 新素材応用研究部門
  - 二 環境機能応用研究部門
  - 三 技術情報教育研究部門
- 2 研究部門の総括者として総括研究部長を,各研究部門の責任者として部門長を置くものとし, 本校教員の中から校長が任命する。
- 3 前2項に定める研究部門の支援及び連絡調整については、地域共同テクノセンターが行う。

第3章 プロジェクト研究

(募集)

- 第4条 プロジェクト研究は毎年度募集するものとする。
- 2 プロジェクト研究は原則として複数の者の共同研究とし、代表者を置くものとする。 (申請及び審査)
- 第5条 代表者は、「岩手県南技術研究センタープロジェクト研究実施計画書」(別紙様式1、以下「計画書」という。)により、前年度の3月末日までに地域共同テクノセンター長(以下「センター長」という。)宛申請するものとする。
- 2 委員会は提出された計画書を審査し、当該年度の4月末日までに採否を決定し、申請者へ通知するとともに採択した件を県南技研理事長宛推薦するものとする。
- 3 県南技研が企業等からの共同研究の申し出に応じて本校教員へ斡旋するプロジェクト研究の 申請及び審査については、前2項の規定に関わらず随時行うものとする。 (実施)
- 第6条 本校教員は、プロジェクト研究を実施するにあたっては第3条第1項各号の研究部門の いずれかに属し、当該部門長と協議のうえ研究を遂行するものとする。

(中止等)

- 第7条 代表者は、採択されたプロジェクト研究を中止せざるを得ない事態が生じた場合には、 速やかにセンター長宛に申し出なければならない。
- 2 センター長は、プロジェクト研究が採択された計画書の内容と著しく異なる場合、又は、その研究活動によって県南技研の運営及び他のプロジェクト研究に支障を及ぼすと判断される場合には委員会の議を経て中止を勧告することができる。

(報告)

第8条 代表者は、期間が満了した場合又は期間満了前に研究が終了した場合は、1月以内に「岩手県南技術研究センタープロジェクト研究報告書」(別紙様式2)をセンター長宛提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 岩手県南技術研究センター支援委員会規則(平成7年5月18日制定)は、廃止する。

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年3月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

## 岩手県南技術研究センタープロジェクト研究実施計画書

平成 年 月 日

地域共同テクノセンター長 殿

研究組織	代表者	(系等名)					(氏		名)	印	
	分担者										
研究部門名											
研究課題											
研究期間		平成	年	月	日	~	平成	年	月	目	
実施計画・方法 (別紙添付可)											
使用機器類											
備	考	受付:	—— 平成	年	月	F	1(平成	年度	第	号)	

## 岩手県南技術研究センタープロジェクト研究結果報告書

平成 年 月 日

地域共同テクノセンター長 殿

研究組織	代表者	(系等名)						(氏		名)	印
	分担者										
研究部門名											
研究課題											
研究期間		平成	年	月	日	~	平成	年	月	日	
研究経過及び結果 (別刷り可)											
学会等への発表 (予定)											

平成 年度 第 号